

令和3年第9回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和3年9月2日(木) 午前9時54分～午前11時30分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、  
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、三枝教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

(開会 午前9時54分)

島埜内教育長 おはようございます。只今から令和3年第9回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより小泉 桂一委員を指名します。よろしく願います。

小泉委員 はい。

島埜内教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、9月2日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日9月2日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和3年8月教育長執務」に基づき報告いたします。前回の定例会が8月5日でしたので、それ以降のことについて報告させていただきます。

まず、8月6日の美術館に関する協議についてでございますが、これは、美術館の今後についての協議であります。それから図書館の方で子ども古文書講座がございました。多数の子どもたちが来てくれるのを楽しみにしていたのですが、小学校4年生が3名でした。これに対して指導者の方が7名ということで、1名の児童に対して2名の指導者が付くという状態だったのですが、子どもたちは非常に喜んでおりました。また来年度も夏休みにぜひやりたいと考えております。

それから21日には、成人を対象とした古文書講座を開催しております。10名の方の参加がありまして、私も参加させていただきました。4年目の開講となります。だいたい月2回のペースで行われることとなっております。

23日は、令和2年度の決算審査意見書戻出及び講評がありました。同じ日に就学相談会が行われておりまして、いろいろな困り感のある子どもたちの相談を受けたところです。

24日は、石井十次顕彰会の運営委員会に出席して参りました。石井十次のつどいで毎年行われている西小学校の発表についての検討も行っております。コロナの影響を

島埜内教育長

考えたときに、実施して良いかどうか、規模を縮小するかなどについて話し合いました。先日の校長会では、学校の方で動画を撮影して、それをたかしんホールで観てもらおうというようなことも検討しているようでした。劇自体は密にはならないのですが、衣装として着物を着る際に外部の方に着付けをしていただくのですが、この着付けの時にどうしても密になってしまうということでありました。こういった事情があって動画ということを検討しているようでした。

25日には、臨時校長会を行っております。2学期に向けてのコロナ対応と部活動の再開についてがテーマでありました。会終了後の情報提供の場で詳しく説明させていただきます。

26日には、第2回の初期研修がありまして、新採の先生方と2年目の先生方に参加してもらって、非常に有意義な研修となったところです。

それから30日ですが、黒木清五郎邸の中でたくさんの資料が発見されましたので、その確認に副町長と社会教育課長とともに行って参りました。たくさんあり過ぎてこの後どういう風に処理されていくのか心配になっているところがございます。

31日は、小中学校の定例校長会と9月議会の一般質問についての検討会が行われております。

以上が8月の執務報告ですが、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。ないようでしたらこれで執務の報告を終わります。なお、9月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和3年9月 教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第5 議案第37号「高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長

はい。それでは、提案理由を説明させていただきます。

今回の条例改正は、現在大規模改修中の高鍋町総合体育館において、空調設備を設置します多目的ホールが11月1日から利用可能となることにあわせ、冷暖房それぞれを利用する際の料金を新たに設定するために所要の改正を行うものです。

別表が第1から第4までありますが、これは条例第8条第1項にて、「大会等を目的として体育館を使用する場合、主として町内に所在する団体等は別表1を、主として町外に所在する団体等は別表2を適用する」また、同条第2項にて、「大会等以外の目的で体育館を使用する場合、主として町内に所在する団体等は別表3を、主として町外に所在する団体等は別表4を適用する」ことが掲げられています。

今回の改正内容としまして、第1表及び第3表における1時間あたりの使用料について、冷房使用時に200円、暖房使用時に100円を増額するものです。これはすでに空調設備が設置されているミーティング室及び控室の料金設定に合わせています。第2、第4表は町外者・団体適用ですが、冷暖房使用時400円、暖房使用時200円を増額となります。

新旧対照表をごらんください。別表第1の下から3つめに多目的ホールという項目があります。現行は1時間あたり使用料250円としております。

改正後をご覧ください。これを「冷暖房を使用しない場合」、「冷房を使用する場合」、「暖房を使用する場合」の3つに分けます。「冷暖房を使用しない場合」は250円のまま、「冷房を使用する場合」は200円増額して450円に、「暖房を使用する場合」は100円増額して350円に設定する予定です。

社会教育課長 別表第2は主として町外者・団体に対しての料金表になります。こちらも同様の改正ですが、町外者は町内者の2倍の金額となっております。したがって多目的ホールの金額も別表1の金額の2倍に設定しております。

別表3は大会等以外に体育館を使用する場合の町内者・団体に対してです。金額は別表第1と同じです、

最後に別表第4です。大会等以外に体育館を使用する場合の町外者・団体に対してです。金額は別表第2と同じです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。本案につきましてご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第37号「高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第6 議案第38号「高鍋町スポーツセンター管理規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは説明させていただきます。

議案第37号に関連して、料金単価が掲載されている申請書様式(様式1号)について所要の改正を行うものです。

議案の最終ページに申請書の様式を載せております。下部に1時間あたりの使用料を載せておりますが、今回、改正点として多目的ホール冷暖房使用時の料金を追加しました。スペースの関係で町内利用者の料金のみを載せております。

本案につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第38号「高鍋町スポーツセンターの管理規則の一部改正について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 はい。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第39号「令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

社会教育課長 ( )

島埜内教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 (質疑なし)

島埜内教育長 ないようでしたら、議案第39号「令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)について」はご承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 報告の「令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算(教育委員会関係)に

島埜内教育長  
教育総務課長  
社会教育課長  
島埜内教育長  
黒木委員

について」を議題といたします。両課長の説明・報告をお願いします。

(資料に基づき説明・報告)

(           "           )

本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

高鍋神楽についてですが、実際のところ、神楽の保存は各神社が大きく関わっておりまして、その神社は地区からの寄付で成り立っているという事情があるのですが、最近では、地区からの寄付も少なくなっていて大変困っているというような声を聞くことがあります。高鍋神楽の保存のために、各神社に対しての補助金を予算に計上することは、やはり政教分離の原則から考えると難しいのでしょうか。

社会教育課長

現在は、高鍋神楽保存会に対して負担金という形で予算を計上しておりますが、文化財という観点からどのような形で神楽を保存していくのか、社会教育課としてどう携わっていくのか、保存会の方々とも相談しながら、お金のことや後継者育成のことなど総合的に検討して参りたいと思います。

黒木委員  
島埜内教育長  
小泉委員  
社会教育課長  
島埜内教育長

はい。わかりました。

他に質疑はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。老人福祉センターという呼び名は何とかならないのですか。

建設当時からの理由があるのだと思いますが、変更可能かどうか検討いたします。

他に質疑はありませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。

以上で「令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係）について」の報告を終わります。

次に、日程第9「通学区域外就学に関する専決処分について」及び日程第10「区域外就学に関する専決処分について」の2つの報告を一括議題といたします。事務局からの報告を求めます。

教育総務課長  
島埜内教育長  
教育総務課長  
島埜内教育長  
委員  
島埜内教育長

(資料に基づき報告)

最後に、次回定例会教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

(当面の行事予定説明)

只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

なし。

それでは、次回定例会の日程につきましては10月7日に開催するという事によろしいでしょうか。

委員  
島埜内教育長

はい。

ご異議なしということで、次回定例会の日程は10月7日に決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和3年10月7日

高鍋町教育委員会 教育長

島埜内 遵

高鍋町教育委員会 教育委員

小泉 桂一